

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十一号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百九十八の二の項中「第三百三十七条の十二第六項」を「第三百三十七条の十二第十一項」に改め、同表三百九十八の三の項中「第三百三十七条の十二第七項」を「第三百三十七条の十二第十二項」に改め、同表三百九十九の二の項中「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に、「第五条の四各号」を「第五条の十四各号」に、「第一条の二第一項第二号」を「第一条の八第一項第二号」に改め、同表三百九十九の二の二の項中「第五条の六第二項」を「第五条の十六第二項」に、「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に、「第五条の四各号」を「第五条の十四各号」に改め、同表三百九十九の二の三の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、別表第一の三百九十九の二の項の改正規定、同表三百九十九の二の二の項の改正規定及び同表三百九十九の二の三の項の改正規定は、同月二十八日から施行する。